

個人情報ファイル簿

令和5年10月1日作成（ ☐ 開始 ・ ☒ 変更）

個人情報ファイルの名称	収納消込・滞納整理システム	
行政機関等の名称	埼玉県和光市	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	総務部 収納課 健康部 保険年金課 健康部 長寿あんしん課	
個人情報ファイルの利用目的	1.市税徴収に関する事務を行うに当たり、納税義務者等の情報管理及び滞納処分を行うため。 2.介護保険料及び後期高齢者医療保険料の徴収に関する事務を行うに当たり、納税義務者等の情報管理及び滞納処分を行うため。	
記録項目	1 氏名、 2 性別、 3 生年月日、 4 住所（履歴）、 5 国籍、 6 本籍、 7 収入、 8 課税額、 9 納税額、 10 納付日、 11 個人番号、 12 銀行口座、 13 延滞金額、 14 電話番号	
記録範囲	市内居住者（現在市外居住含む）、納税義務者及び利害関係人	
記録情報の収集方法	本人申告、住民基本台帳システム、官公署、民間・私人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	官公署等	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務部総務課 （所在地）和光市広沢1－5	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報である旨	—	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
備考	※1_令和5年10月1日の組織改正に伴い「個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称」及び「開示請求等を受理する組織の名称」を変更。	